平成２４年（フ）第３９５号
さいたま市浦和区瀬ヶ崎１丁目35番１―201号
債務者　新山　奈央（旧姓本川）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４５１号
さいたま市北区吉野町１丁目400番地14　ライオンズマンション大宮吉野町202号室
債務者　山下　由香
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４８１号
埼玉県川口市坂下町４丁目11番10号　蛭田荘101号
債務者　木村　富男
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５０５号
埼玉県鴻巣市松原１丁目17番51号
債務者　中山　惠子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５１３号
さいたま市浦和区針ヶ谷１丁目20番24号
債務者　佐藤　駿介
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５２８号
さいたま市緑区原山２丁目30番16号　原山ハイツ202号室
債務者　谷川　富美（旧姓関口）
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５４３号
埼玉県上尾市大字西門前691番地１　メゾン銀嶺203
債務者　小杉　治智
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５４７号
さいたま市見沼区大字新堤152番地　20―205
債務者　千葉　孝子
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５５５号
埼玉県戸田市大字新曽187番地の１　細野ハイツ103号室
債務者　飯野　理栄
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５６０号
埼玉県朝霞市西原１丁目２番11号　ウェーヴ21―302
債務者　増田　富代
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５７２号
さいたま市西区大字内野本郷1033番地12
債務者　松本　梨沙
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第５９０号
埼玉県蓮田市大字根金1630番地６
債務者　丸山　　久
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第６３８号
さいたま市見沼区大字御蔵555番地３
債務者　渡邉　正紀
1　決定年月日時　平成24年５月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６９号
高知県土佐市蓮池2116番地１
債務者　吉野　淳臣
1　決定年月日時　平成24年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第９号
高知県室戸市佐喜浜町1331番地４
債務者　河本　龍男
1　決定年月日時　平成24年５月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月10日まで高知地方裁判所安芸支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
岩手県大船渡市大船渡町字新田36番地６　エヴァグリーンハイム203号、前住所沖縄県中頭郡読谷村字長浜1592番地１　ＣＡＳＡ　ＮＯＢＬＥ悠302
債務者　諏訪　賀一
1　決定年月日時　平成24年５月21日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第２０号
岩手県一関市山目字三反田76番地、住民票上の住所岩手県一関市関が丘78番地１　市営関が丘アパート５―118
債務者　鈴木　　崇
1　決定年月日時　平成24年５月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月９日まで盛岡地方裁判所一関支部